

日本学生支援機構給付奨学金家計急変採用 貸与奨学金緊急・応急採用のご案内

生計維持者の失業、病気、死亡等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする学生を対象とした奨学金制度があります。以下のとおり随時受け付けていますので、対応支援室学生支援又は学生部学生生活課（経済支援）へ相談してください。

給付奨学金 家計急変採用（学群生）

【家計急変の事由】

- A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- B：生計維持者の一方（又は両方）が事故または病気により、半年以上、就労が困難
- C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（「非自発的失業」の場合に限る）
- D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって次のいずれかに該当
 - ①家計急変事由のA～Cのいずれかに該当
 - ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- E：新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合
- F：本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった場合

【証明書類】

大学ホームページに掲載しています。「給付奨学金案内（家計急変）」、「家計急変提出書類一覧」等を確認してください。

【申請期限】

家計急変事由発生から **3ヶ月以内**の申請が必要です。

やむを得ない事情で申請期限を過ぎてしまう場合はご相談ください。

※現在、給付奨学金を受給している学生も申請することができます。収入の状況によっては受給できる金額が増加する可能性もあります。

貸与奨学金 緊急採用・応急採用（学群生・大学院生）

【家計急変事由】

- A：生計維持者が失職・退職・休職した場合
- B：生計維持者が死亡又は離別（離婚・失踪等）した場合
- C：生計維持者が破産した場合
- D：震災、火災、風水害等に被災したことにより、生計維持者について支出が著しく増

大、若しくは収入が減少した場合

E：新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合

【提出書類】

在学採用の申請書類に加えて、以下の書類が必要になります。

1. 家計急変事由に関する証明書類

失職	例：解雇通知、退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等（離職年月日と失業の事実が確認できるもの）
破産	例：破産手続開始決定の通知書等 （民事再生法等の法的申し立てを行っていることが確認できるもの）
病気	例：診断書、治療計画書、医療費の領収書等 （病気による就業困難や治療費による支出増大が確認できるもの）
離別	例：戸籍謄本（抄本）、離婚届受理証明書等（離別年月日が確認できるもの）
コロナ	例：国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書

2. 家計急変事由発生前1年間の収入に関する証明書類

基本的に12ヶ月分の給与明細や帳簿等。前年度から家計急変事由が発生するまでの期間に収入の変化がなければ前年1年間の収入証明書類（源泉徴収票や確定申告の控等）でもよい。

3. 家計急変事由発生後1年間の収入に関する証明書類

家計急変事由が発生した月から申込日の属する月までの給与明細や帳簿等。

4. 特別支出額の証明書類（家計急変事由Dに申請する学生、その他該当する学生）

家計急変事由が発生した月から申込日の属する月までの支出額を証明する領収証等、及び申込月以降の支出が予想される金額を証明する見積書等。

【申請期限】

家計急変事由発生から**12ヶ月以内**の申請が必要です。

申込先・提出先

各支援室学生支援

※ つくばスカラシップ緊急支援奨学金、茗溪・学都教育助成基金、JASSO災害支援金の申請も受け付けていますので、別途ご相談ください。